

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外182名

一審被告 関西電力株式会社

## 控訴審第48準備書面

平成30年5月25日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島 田 広

同 弁護士 笠 原 一 浩

ほか

### 1 はじめに

昨年4月、島崎邦彦・元原子力規制委員会委員長代理が御庁にて、本件原発に関して一審被告が策定した基準地震動が過小評価であること、およびその理由を証言した。

島崎氏と並び、我が国を代表する地震学者である瀨瀬一起氏も、平成30年5月18日にNHKが放送した、マイあさラジオ「社会の見方・私の視点」－「原発再稼働 地震動の想定で議論すべきこと」(NHK ラジオ第1。甲595。6月15日まで、[http://www.nhk.or.jp/radio/player/ondemand.html?p=0322\\_01\\_15255](http://www.nhk.or.jp/radio/player/ondemand.html?p=0322_01_15255) で聞くことができる。)において、本件原発に関して一審被告が策定した基準地震動が過小評価であることを述べた。

とりわけ、政府の地震本部（地震調査研究推進本部）がレシピ（「震源断層を特定した地震の強震動予測手法」）を平成28年12月に改正した（甲422、第31準備書面）際の改正意図を、地震本部において改正の中心となった瀨瀬氏が明言したこ

とは、原子力規制委員会が、地震本部のレシピ改正に反して本件原発の審査を行った（明らかに不合理な審査を行った）ことを明確に示している。

以下、その内容を紹介する。（下線は一審原告代理人）

## 2 基準地震動を策定するために必要な資料

「瀨瀨氏 基本的には、地震は、断層で起こるっていうことは科学的にかなり確立した概念ですので、断層の大きさ、面積ですね、によって地震の大きさが決まりますし、地震の大きさが決まれば、それから起こる揺れの強さも決まります。

活断層というのは、かなり浅いところにありますので、地表から見えるだろうということで、例えば地形図とか航空写真なんかを見て、だいたい当たりをつけて、その部分を専門家がかなりくわしく調べて、断層の長さは決まりますが、断層の幅、幅っていうのは深さ方向の長さですけれども、それをどうやって決めるかという、普段起こっている小さな地震がどの深さまで起こっているかということで、深さを決めます。

司会者 専門家が想定した断層というものが、本当に過去動いたかどうかというのは、それは分かるものなんですか。

瀨瀨氏 やっぱり、それは地面の上から見ただけではなかなかよくわからないんで、いわゆるトレンチ調査という、断層があるだろうと想定される場所の地面を掘削して、過去に起こったかどうかということを最終的にはチェックするっていうのが、多くの調査で行われています。」

ここで、一審原告らは、瀨瀨氏が上記のとおり指摘したトレンチ調査の結果を開示するよう一審被告らに求め続けてきたが、一審被告は、結論を開示したのみであった。これでは、基準地震動を科学的に検証することはできない。

## 3 原判決に対する瀨瀨氏の評価

「司会者 で、福井の一審判決なんですけども、こちらは、『想定外の強い揺れが万が一起こる可能性が否定できない』と言ってるんですが、これをもうちょっとかみくだいていただくと、どういうことを言っているんでしょうか。

瀨瀨氏 今まで御説明した科学で行われてる地震の揺れの想定の方法っていうのは、過去に起こった地震からいろんなことを想定していくわけですが、東日本大震災の津波のようにですね、科学的に予測されたものよりも数段大きいものが実際に起こってしまうっていうことが、我々は既に経験したわけで、地震動、地震の揺れもですね、同じようなことが起きないっていうことは、やっぱり、科学の方からは、保証できないわけで、一審判決も、その点を論拠に4年前の判決を出されたのだと思います。

司会者 科学というのは、過去の経験から予測をするんだけど、東日本大震災では、その方法でやった科学的な方法を大きく超えることが実際に起こってしまったと。

瀨瀨氏 ええ。

司会者 地震動についても、やはりそういったことを考えなきゃいけないんじゃないかということを、福井の地方裁判所は言ったということですね。

瀨瀨氏 そういうことだと思います。ええ。」

このように、原判決が今日における科学的知見に合致したものであることは、瀨瀨氏をはじめとする多くの科学者の見解から明らかである。

#### 4 島崎氏の知見に対する瀨瀨氏の評価

「司会者 で、もう一つですね、本当に、科学としてやれることを完全にやってるのか、ここを問う声もあったように記憶しているんですけども、ここはどうでしょうか。

瀨瀨氏 それは一審の判決の出た後なんですけれども、先ほど御説明した科学的な方法が本当にきちんと行われてないかもしれないという指摘がありました。それはどういうことかっていうと、地震を起こす断層の面積を計算するためには、その断層の長さや断層の幅をきちんと見積もる必要があるわけですが、その見積もりが過小評価になってる可能性があるかもしれないという指摘があったわけです。

司会者 断層自体が過小評価されてしまう、過去にそういった事例というのはあるんですか。

瀨瀨氏 最近では熊本地震の例がいちばん典型的だと思いますが、地震が起こる前

に見えてる活断層の長さと、起ってみると、それをさらに両側に延長したよ  
うな長い断層が実際に現れたわけで、それらを比べると、やっぱり、事前の  
予測というのはどうしても小さい見積もりになってしまうということを、示  
していると思います。

司会者 表面に見えているその断層の長さが、必ずしも本当に動く断層の長さとは  
イコールではない、一致しない可能性があるということですね。

瀬瀬氏 そうですね。ええ。

司会者 でも、これはもう、対応のしようがないような気がするんですけども、瀬  
瀬さんはどうお考えですか。

瀬瀬氏 確かにその通りで、なかなか難しいところがたくさんありますので、実際  
に地表に見えてる活断層の長さだけからですね、将来起こる地震の規模を計  
算するというやり方も、別にあるわけですね。

司会者 これはどうやって計算するんですか。

瀬瀬氏 もう30年ぐらい前の研究なんですけれども、起きた大地震の前に地表で  
見つかっている活断層の長さ<sup>1</sup>と起きた大地震のマグニチュード<sup>2</sup>を関係づける  
式<sup>3</sup>っていうのが作られているんですね。

司会者 過去に何十回か起った大きな地震というのがあって、そのときにどれぐら  
い表面で断層が見えていたのか、その長さと実際に起こったそのマグニチュ  
ード<sup>4</sup>の関係を調べて行って式を作ったということですか。

瀬瀬氏 ええ。十数個の地震のデータを集めて、松田先生という方が式を作られた。  
それは、地表に見えている活断層の長さから将来の地震の規模を予測するわ  
けですから、完全に科学的ではないんですけども、便宜的には非常に有効であ  
るといふふうに私自身は考えています。熊本地震では、やっぱりその方法で  
やった方が熊本地震のマグニチュードを正しい値に近い推定値を出せてい  
たということです。」

上記、とりわけ下線部の内容は、島崎氏が御庁で証言した内容とほぼ合致してい  
る。このように、島崎氏の証言内容は、我が国の地震学会における通説を構成する  
ものである。

## 5 地震本部がレシピを改正した意図

「司会者 とするとですね、地震の専門家の間では、今、そういう地震動を科学的に予想するといった場合に、どういう手法をとるべきだというふうに訴えているんですか。

瀬瀬氏 科学的にきっちりやる方法と便宜的にやる方法の2つをですね、同時に使っていたら、値がかなり違うようだったらその大きめの方を使っていた方が、安全側の想定になるんじゃないかというふうに、地震調査研究推進本部の強震動部会というところで、熊本地震を受けて、改訂したんです。それを公表してありますので、できたら今後はそれを使っていたきたいなと、思っております。

司会者 実際に原子力規制委員会では、ただ、そういう形には、今、なっていないというふうに聞いていますけども。

瀬瀬氏 はい。

司会者 これは、原子力規制委員会は、どういうことを言っているのでしょうか。

瀬瀬氏 従来の方法で、大きめなばらつきをとっているから、地震本部で決めたやり方は採用しないというふうにおっしゃっています。

司会者 今までの方法で、ばらつきがあるってことを想定して余裕をもって作っているから、大丈夫だということなんですね。この考えについてはどう見てらっしゃいますか。

瀬瀬氏 あの、今回の問題は、ばらつきの大本にある平均的なものを計算するときの問題点ですので、ばらつきを考慮してるからっていうことでクリアされる問題ではない、と考えています。その基準自体が、例えば、少し大きくなるということになったら、ばらつきも大きくばらつかせていただく必要があるんじゃないかな、と、我々は考えています。」

上記のとおり、地震本部という政府機関がレシピを改正した意図は、万が一にも過酷事故が起こらないよう、熊本地震の教訓を踏まえて、(ア)(イ)双方の手法を両方用いることによって、(ア)の手法のみによる場合に生じやすい過小評価を防ぐ点にある。

それにもかかわらず、原子力規制委員会は、地震本部の見解を否定しているが、これは、熊本地震の教訓を踏まえた最新の科学的知見に即して政府の機関が決定したレシピ改訂に反するものであるから、明らかに不合理というほかない。地震本部の見解に反する本件原発の設置変更許可決定は、今日の科学的知見に照らせば明ら

かに不合理で、一審原告らの人格権侵害に対する危険は具体的なものといえる。

なお、一審被告らは、地震本部のレシピ改訂について、字句修正にすぎないという詭弁を呈しているが、かかる詭弁が誤りであることは、上記の瀬瀬氏の発言の趣旨から明らかである。

## 6 結語

上記のような瀬瀬氏の発言を受け、司会者は「あの事故の後、規制委員会は、新しい基準のもとで審査を行って、基準に合格した原発が再稼働を始めてるわけですが、一方で、こうした懸念を持っている科学者が依然としているということは、忘れてはいけないというふうに思いました。ありがとうございました。」と結んでいる。

地震本部のレシピは、島崎氏と並び我が国を代表する地震学者である瀬瀬氏が中心となって改訂したものであるが、原子力規制委員会はこれを顧みることなく本件原発の設置変更許可を行い、その結果、本件原発は稼働している。これが科学的に不合理であることは、火を見るより明らかである。

しかし、原子力規制委員会自身が、自らの不合理を是正することはない。また、現行法上、内閣が、原子力規制委員会が行った個々の審査をレビューすることは、想定されていない。

日本国憲法、原子力規制委員会設置法をはじめとする我が国の現行法制上、原子力規制委員会の不合理を正すことは、裁判所に課せられた重大な責務である。改めて、弁論再開を強く求める次第である。

以上